

(案)

資料 6

答申第 1 号
令和 5 年 月 日

高知県知事 濱田 省司 様

高知県個人情報保護審議会
会長 ○○ ○○

高知県個人情報の保護に関する法律施行条例第 9 条第 2 項第 1 号
の規定による諮問について (答申)

令和 5 年 12 月 20 日 付け 5 高市振第 2041 号 により 諮問のあった下記の事項につ
いては、審議の結果、適当と認められます。

記

高知県個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正について



答申第 245 号
平成 27 年 10 月 16 日

高知県知事 尾崎 正直 様

高知県個人情報保護制度委員会
会長 和田 健



高知県個人情報保護条例第 35 条第 2 項の規定に
基づく諮問について (答申)

平成 27 年 10 月 2 日付け 27 高文書第 126 号により諮問のあった下記の事項
については、審議の結果、適当と認められます。

記

- 1 条例の改正に関する事項
 - ・ 行政不服審査法の全部改正等に伴う改正
 - ・ 条例第 11 条第 2 項の規定による「オンライン結合による提供の制限」に係る高知県個人情報保護制度委員会への諮問について、「法令等の規定に基づく提供」を諮問不要とすること
- 2 高知県個人情報保護事務取扱要綱の改正に関する事項
 - ・ 開示請求の受付について、本人及びその法定代理人が請求する場合は、来庁に限らず、郵送による請求を受け付けること